

もおか尊徳マラソン大会プログラム広告掲載取扱要項

《趣旨》

第1条 この要項は、もおか尊徳マラソン大会（以下「大会」という。）の運営の財源確保及び地元企業等の活性化を図るため、もおか尊徳マラソン大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が作製するもおか尊徳マラソン大会プログラム（以下「大会プログラム」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

《広告の種類及び範囲》

第2条 大会プログラムに掲載する広告は、市民等の生活の利便性向上に寄与するもので、その範囲は次に定める各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 大会の公共性並びに品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条の規定に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもののうち青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの
- (3) 法令、条例若しくは規則に違反するもの又は抵触するおそれのあるもの
- (4) 公の秩序若しくは善良な風俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (5) 政治活動、選挙、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、人材募集及び消費者金融に類するもの
- (6) 前5号に掲げるもののほか、大会プログラムに掲載する広告として適当でないことと大会実行委員長が認めるもの

《広告を掲載する位置等》

第3条 広告の掲載位置、掲載枠数、掲載寸法、広告掲載の料金(以下「広告料」という。)は、別表のとおりとする。

《広告掲載の申込み》

第4条 申込者は、もおか尊徳マラソン大会広告掲載申込書(様式第1号)に必要事項を記載し、掲載しようとする広告原稿に広告料とともに、実行委員会事務局に提出しなければならない。

2 広告掲載の申込みに要した費用は、申込者の負担とする。

《広告料の返還》

第5条 広告料は、返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、納付済みの広告料を返還する。

2 前項の規定により返還する広告料には、利子を付さない。

《広告主の責任等》

第6条 広告の内容等に関する責任は、全て広告主が負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

附 則

この要項は、令和8年6月1日（第1回大会）から適用する。

別表（第3条関係）

広告の掲載位置、掲載枠数、掲載寸法、広告掲載の料金

広告掲載位置	掲載枠数	掲載寸法 (1枠)	印刷色	広告掲載料金 (1枠)
一般広告面 ^{※1}	1面 ^{※2} あたり 4枠	縦 5.8cm 横 17.6cm	単色	5,000円
カラー広告面 ^{※3}	1面あたり 2枠	縦 12.2cm 横 17.6cm	フルカラー	25,000円
裏表紙 ^{※4}	1面占用のみ	縦 25.0cm 横 17.6cm	フルカラー	100,000円

※1：1面とは、大会プログラムの規格であるA4（210×297mm JIS P0138）とする。

※2：カラー広告面は、表紙裏面及び一般広告面の次ページから裏表紙裏面までとする。

※3：裏表紙への掲載は1申込者のみとし、先着順とする。

もおか尊徳マラソン大会広告掲載申込書

もおか尊徳マラソン大会実行委員長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
E-mail

もおか尊徳マラソン大会プログラム広告掲載取扱要項第5条の規定に基づき、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

記

- 1 広告掲載面 一般広告面(単色)・カラー広告面・裏表紙(カラー)
- 2 掲載希望枠数 枠 ・ 1面占用
※カラー広告面は占用もしくは1枠、裏表紙は1面占用のみ
- 3 広告の内容
- 4 添付書類等 広告原稿
(必要に応じ申込者の概要等が分かる書類等)

《以下 実行委員会記入欄》

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲 載 <input type="checkbox"/> 不 掲 載 (要項第2条第 号該当)			
掲 載 料	円			
起案年月日	年 月 日	決裁年月日	年 月 日	
事務局長	局長補佐	次 長	係	受 付